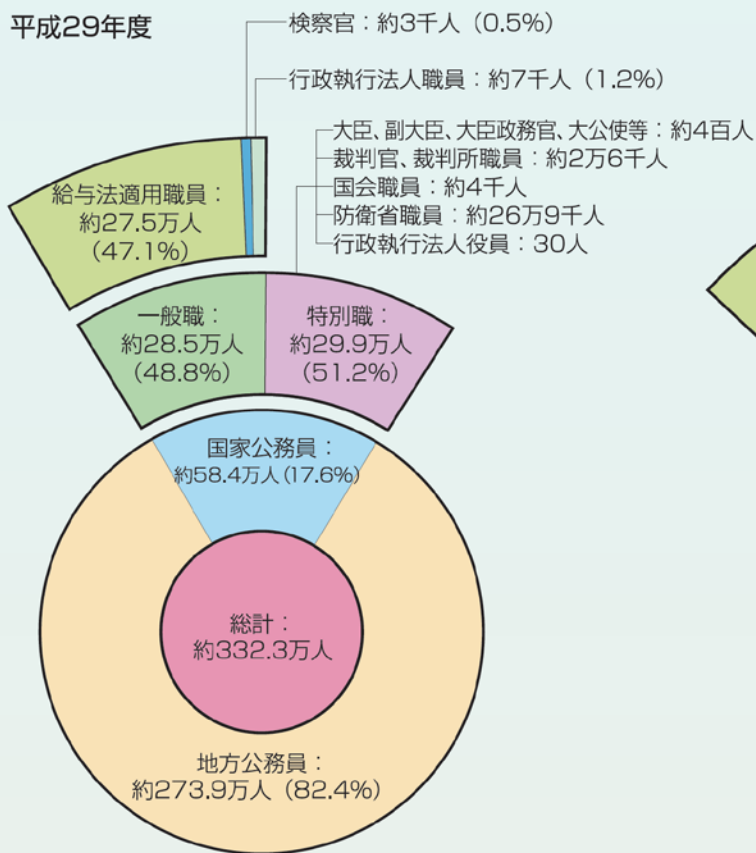


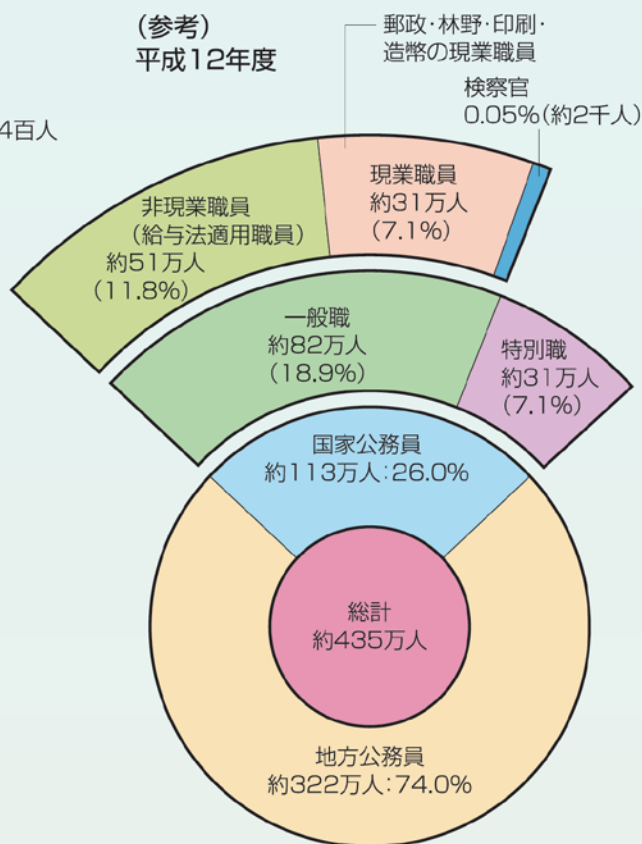
国家公務員の数と種類

国家公務員は現在約58万人で、そのうち人事院勧告の対象となる給与法適用職員は約27.5万人です。

平成29年度



(参考)
平成12年度



注：1 国家公務員の数は、以下を除き、平成29年度未予算定員である。

2 行政執行法人の役員数は、平成28年10月1日現在の常勤役員数の合計、職員数は、平成28年1月1日現在の常勤職員数の合計である。

3 地方公務員の数は「平成28年地方公共団体定員管理調査」による一般職に属する地方公務員数である（総務省資料）。

4 数値は端数処理の関係で合致しない場合がある。

公務員には、国家公務員（約58万4千人）と地方公務員（約273万9千人）があり、国家公務員は、一般職の国家公務員と特別職の国家公務員に分けられます。一般職の国家公務員には原則として国家公務員法が適用されるのに対し、特別職の国家公務員には、その性格から国家公務員法が適用されません。特別職の国家公務員は様々な職がありますが、国家公務員法に定める成績主義の原則（競争試験による採用などの原則）などを適用することが適当ではない政治的な国家公務員（内閣総理大臣、国務大臣など）や、三権分立の観点や職務の性質から国家公務員法を適用することが適当ではない公務員（裁判官、裁判所職員、国会職員、防衛省の職員など）がいます。

一般職と特別職を合わせた国家公務員は、現在約58万人で、平成12年度は約113万人でしたので、17年前と比べると約55万人減少しております。この背景には、定員削減が進んだこと、国立大学の法人化や日本郵政公社の民営化等により公務員でなくなった者がいること等の要因が挙げられます。

なお、給与改定等についての人事院勧告の対象となる給与法適用職員は、現在約27万5千人います（一般職の国家公務員のうち、行政執行法人の職員や検察官を除いた職員です。）。